

いのちとくらしをまもる
防災減災令和4年12月6日
福島地方気象台

土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準の見直しについて

福島地方気象台は、地震の影響を考慮した土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準を見直し、令和4年12月13日から新地町と相馬市は一段階引き上げた暫定基準とし、他の市町村は通常基準により運用します。

令和4年3月16日23時36分頃の福島県沖の地震による地盤の緩みを考慮し、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準（土壌雨量指数基準）について、震度6弱以上を観測した市町村では通常基準の7割、震度5強を観測した市町村では通常基準の8割に引き下げた暫定基準で運用してきました。

大雨警報・注意報の暫定基準は、福島県と福島地方気象台が共同で発表する福島県土砂災害警戒情報と整合をとりつつ、降雨の状況と土砂災害の関連等を調査し、適切な見直しを行うこととしております。

今般、福島県土砂災害警戒情報の暫定基準を、令和4年12月13日をもって見直すことに伴い、土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の発表基準についても見直すこととしました。

なお、気象庁が提供する「土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)」[※]についても、見直しが反映された危険度判定結果を表示しますので、引き続き避難対象地域の絞込みなどに活用いただけます。

- 1 暫定基準を見直す日時 令和4年12月13日13時
- 2 暫定基準を見直す市町村 (別紙に図示)

※土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)は、土砂災害警戒情報や大雨警報(土砂災害)等を補足する情報です。詳細については、以下を参照してください。

土砂キキクル

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

土砂キキクルの解説

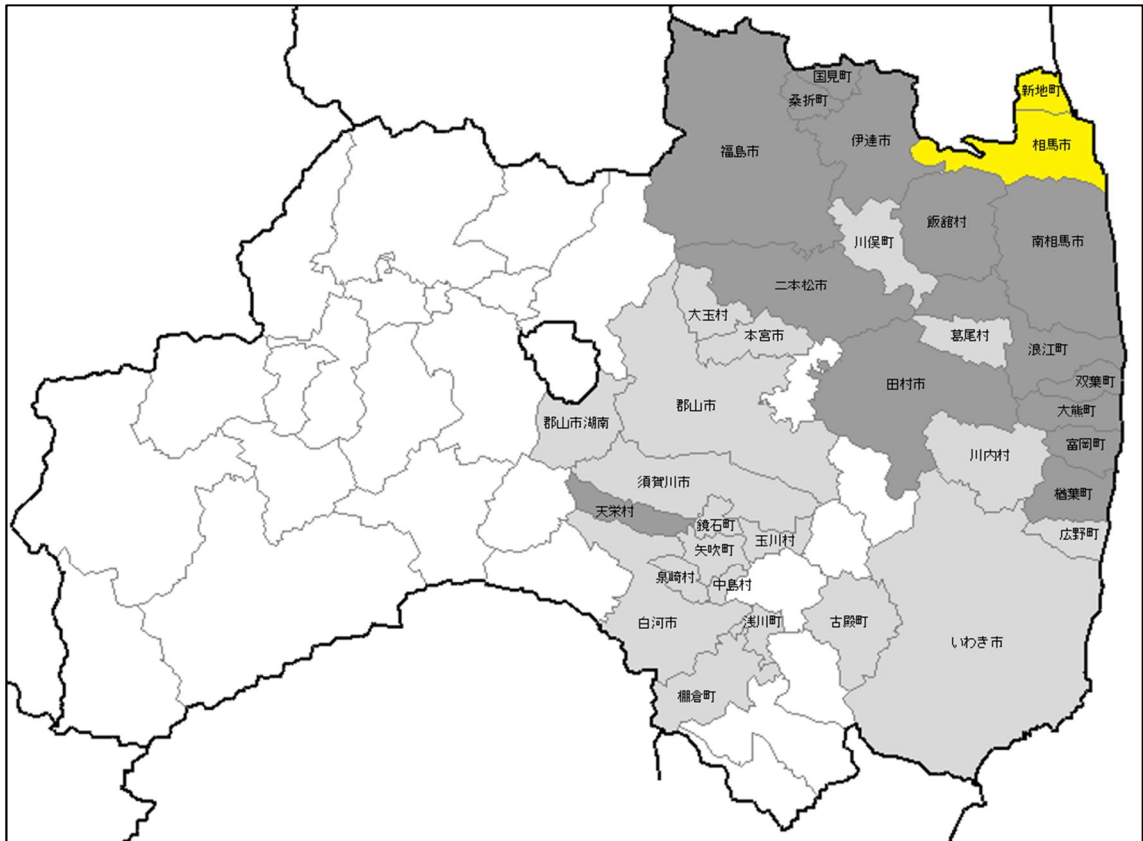
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/bosai/doshakeikai.html#b>

問合せ先：福島地方気象台 担当 泉、歳桃 電話 024-534-0321


別紙

土砂災害を対象とする大雨警報・注意報の暫定基準を見直す市町村

福島



 暫定基準を7割から8割に一段階引き上げて継続する市町

 7割の暫定基準から通常基準に戻す市町村

 8割の暫定基準から通常基準に戻す市町村